

資料と公共性 : 2021年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦

九州大学大学院人文科学研究院 : 教授

池上, 大祐

琉球大学国際地域創造学部 : 准教授

今井, 宏昌

九州大学大学院人文科学研究院 : 専任講師

多川, 孝央

九州大学情報基盤研究開発センター : 准教授

他

<https://doi.org/10.15017/4772780>

出版情報 : 2020-03-07. 九州大学大学院人文科学研究院

バージョン :

権利関係 :

アーカイブズ／アーキビストと公共性／社会正義

平野 泉

「執事 それであなたは今、正義を求めておられるのですね、クレール・ツァハナシアン？
クレール わたくしは正義を買い取ることができます。誰かがアルフレート・イルを殺してくれたら、ギュレンの町に一千億差し上げます。」（デュレンマット 2013：49）

1. シンポジウムでの反省から、「老貴婦人の訪問」へと導かれる

2021年11月27日、九州大学で開催されたシンポジウム「情報管理組織のミッションと専門職養成」で報告したとき最初に掲げた問いは「私は、タリバーン暫定政権のアーキビストになれるか？」であった。しかし、報告前に会場内で、アフガニスタンの人びとのために力を尽くした中村哲さん（1946-2019年）の活動を紹介する展示を見て、自分の浅はかさに気づいた。とはいえ修正する時間もなく、用意した内容で報告を終えた。終了後、参加した方から「タリバーンを悪とみなしているように聞こえかねないのではないか？」とのご批判を受け、「そう聞こえないように気をつけたつもりだったが、やはり報告の組み立て方に問題があったか…」と反省することになった。

そこで本稿では、先の報告内容の一部は活かしつつ、少し違った視点から全体を組み直してみることにした。その組み直しのきっかけとなったのが、正月明けに読んだ朝日新聞Globe（印刷版）「Bestsellers 海外の書店から」欄¹⁾であった。スイスの劇作家フリードリッヒ・デュレンマット（1921-1990年）の戯曲「老貴婦人の訪問」（1955年執筆）を紹介する文章を読んでいて、報告で取り上げた「正義」という言葉に目がとまったのである。図書館で借りて読んでみると、次のような筋書きの戯曲であった。

産業を失ってさびれたギュレン市の、鈍行も日に3本しか止まらなくなった駅で、ギュレン市民は「老貴婦人」の到着を待っている。貴婦人クレール・ツァハナシアンとしてギュレンを再訪するのは、十代で身ごもった子の認知を恋人に拒まれ、恋人に買収された証人の偽証により裁判にも敗れて故郷の町ギュレンを離れ、娼婦となった過去を持つ女性である。複数回の結婚により巨万の富を得た彼女に、貧窮にあえぐ市と市民は援助を期待していた。そして歓迎のため設けられた場で、クレールは自らを裏切った恋人アルフレート・イルを誰かが殺すことと引き換えに、市と市民に一千億寄付することを約束する。本稿冒頭に掲げた場面である。市長はこの申し出を「ヒューマンイズムの名において拒否」し、「血

¹⁾ 浅井晶子「殺人すら正当化する集団心理 半世紀前のミステリーがベストセラーに」朝日新聞Globe+（オンライン）、2022年1月3日掲載、<https://globe.asahi.com/article/14508507>

で汚れるくらいなら、貧しいままの方がよい」と明言して市民の喝采を浴びるが、クレールはただ「待ちます」と答える（デュレンマット 2013：50）。やがて市民は大金を手にする未来をあてにしてツケで買い物をするようになり、ふくらむ借金がイルの死への圧力を高めていく。最終的に自らの罪を認め権利を放棄したイルは、クレールに対してなされた過去の不正義をただして「正義」を実現する、という市民集会での判決（男性のみが評決に参加）を受け入れる。判決後、市長の「ドアを閉めて。ホールには誰も入れてはいけない」（デュレンマット 2013：141）という指示により市民（これも男性のみ）以外の者を締め出した空間で、イルは誰にともなく集合的に殺される。クレールは市長に小切手を渡し、イルの遺体とともに、再びギュレンに止まるようになった急行列車で去っていく。ギュレン市民は豊かな生活を享受するようになる。

なかなかユーモラスな部分も多い悲喜劇なのだが、何度か読み返すうちに、この筋書きと、私が日々お世話している社会運動資料が語る物語とが重なって見えてきた。例えば、繁栄と引き換えならある程度犠牲が出て…と思わざるを得ないところまで追い込まれている地域。繁栄を享受できる多数と、犠牲となる少数。舌触りのよい言葉で語られる、犠牲を正当化する論理。その論理を受け入れ、犠牲を黙認することで加害者となる人びと。加害者には届かない被害者の訴え――。

また、この戯曲に登場する「公共」空間で語られる言葉のうつろさも、日本の行政や政治家が「公共の福祉」を振りかざす場面を思わせ、それに対峙する住民運動の当事者がとらえ返した「公共性」について考えるきっかけを与えてくれた。

さらに、報告の際にアーカイブズと「社会正義」（social justice）に関する事例として用いたアメリカ・アーキビスト協会（The Society of American Archivists, 以下、「SAA」）2019年度大会のできごと、この戯曲で扱われている「正義」の問題に照らして考え直せるように思えてきたのである。

しかし、私はデュレンマットの専門家でもなく、公共性や社会正義に関する理解も、アーカイブズ学で語られている範囲に限られた浅薄なものでしかない。そのため以下の文章は、私がアーカイブズとかかわりながら漠然と感じてきたことを、「公共性」や「社会正義」という扱いにくい概念に沿って考え直す試み（エッセイ）にとどまることを、はじめにおわびしておきたい。

それではまず、次章では「公共性」や「正義」の概念と、「老貴婦人の訪問」から読み取ったこと、そしてアーカイブズ学の考え方について全体を整理してみる。第3章ではこの整理に沿って、センターで仕事するなかで触れてきた日本の戦後住民運動の「公共性」について考え、第4章では、2019年度 SAA 大会で起きたブラウンバッグランチ（Brown Bag Lunch、以下「BBL」）イベント開催中止を事例に、アーカイブズと「社会正義」について考えたうえで、最後に全体をあらためて考察し直すこととしたい。

2. 考えるための準備

まず、シンポジウムの際にコメンテーターの渡邊由紀子氏が参照されていた齋藤純一『公共性』（岩波書店、2000年）を再読し、そこからいくつかのキーワード（概念）を抽出してみることにした。そしてそれらのキーワード（概念）（A）を、「老貴婦人の訪問」のギュレン市と市民（B）、アーカイブズ学の考え方（C）とを関連づけてみたのが表1である。表に沿ってかんたんに説明してみよう。

まず、キーワード（概念）（A）については、「老貴婦人の訪問」との関連性に着目して7つを抽出した。一般的に「公共」という用語が使われるときの意味合いとして挙げられた「国家に関係する公的な」（official、以下「公的」）（A1）、「特定の誰かにではなく、すべての人びとに関係する共通の」（common、以下「共通」）（A2）、「誰に対しても開かれている」（open、以下「公開」）（A3）、ハーバースマスやアーレントに依拠して論じられた「理性の公共的使用」（A4）、交換不能な「誰」（who）としての現れ（A5）、複数性（A6）、そして社会(的)正義（A7）である。

A4~7をざっくり説明すると、まず言論が交わされる空間としての公共圏において、人は思考し、意見を表明することにより討議に参加する（A4）。そして社会的役割において語る交換可能な者（what）としてではなく、交換不能な誰（who）として他者と応答する（A5）。そこには意見や立場の複数性がある（A6）。しかし、理性を用いて他者と応答し合う存在となる機会自体を奪われている人（貧しい人や少数者など）は、公共圏に現れることができない。そのためそうした不正義（unjust）をただし、誰もが公共的生を生きられるようにする必要があるのである（A7）。

これに沿ってギュレン市の状況を見てみよう。市は誰も税金を払えず、市役所も差し押さえられるような状態で、公的なものは破綻している（B1）。そのことが、全市民にとって共通の利益となりうる一千億の金と一市民の命との取引を可能にした（B2）。しかし取引の受諾はあくまで暗黙的で、市長の拒否以降は取引が提示されたこと自体がひたすらに隠され、開かれた空間では決して語られない。また、開かれた場ではきれいごとしか語られず、思考に支えられた言葉は少数者の閉ざされた空間でしか交わされない（B3）。また、生活に追われる市民は思考停止して語るべき意見もなく（B4）、ほとんどは固有の名前すら持たず（B5）、ずるずると取引の実現へと流されていく（B6）。こうしたギュレン市の「公共」のうつろさは、経済的困窮が政治的なものをも破産させうることを示しているが（B7）、結局のところ豊かさを手に入れても市民は変わらなかった。

さて、アーカイブズの考え方はどうだろうか。ごく図式的に言えば、アーカイブズ学は伝統的に「公的」なものを重視し（C1）、誰とそれを共有し（C2）、どこまでを一般に開くか（C3）については作成者が決めるものとしてきた。どんな組織も、すべての記録を誰にでも見せられるわけではない。アーカイブズは一般論としては公共性を支えるものだが、

表1 公共性に関するキーワード（概念）／「老貴婦人」／アーカイブズ学対応表

A. 齋藤（2000）の「公共性」	B. 「老貴婦人の訪問」の ギュレン市と市民	C. アーカイブズ学 の考え方
一般的に「公共」が語られるときの三つの意味合い	A1 「国家に関する公的な」 (official) (pp. viii-ix)	B1 公的なものの破綻 C1 伝統的には「公的」なものの重視
	A2 「すべての人々に関係する共通の」 (common) (p. ix)	B2 全市民共通の利益と引き換えにされる一人の生命 C2 共通であれば公共性を支えうる（が、それを妨げる要因は多い）
	A3 「誰に対しても開かれている」 (open) (p. ix)	B3 形だけ開かれた空間に自由な言論はなく、重要なことはすべて閉ざされている C3 公開されていれば公共性を支えうる（が、それを妨げる要因は多い）
ユルゲン・ハーバーマスやハンナ・アレントなどの論者に依拠して（主として政治的空間について）	A4 「理性の公共的使用」 (カント) (pp. 26-27)	B4/5 生活に追われ思考停止した市民は貧しい言葉を発するのみで、多くが名前すら持たない C4 共通で公開されていれば市民の自由な討議を支えうる（が、それを妨げる要因は多い）
	A5 人が「何」 (what) ではなく「誰」 (who) として現れる = 人の交換不能性 (pp.39-42)	C5 とくに「公的」なアーカイブズが作成される場では、人は基本的に「何」として機能
	A6 「人-間の根底的な複数性」 (p.52)	B6 市民はひとまとまりに状況に流されていく C6 伝統的には作成者を特権的に重視／近年、声の複数性・解釈の多元性・他者への応答性などが論点に
公共性からのインフォーマルな排除（社会的なもの）	A7 「社会的正義への問い」へ (p.61)	B7 市民は物質的幸福を得ても変わらず C7 近年、社会的弱者になされた不正義をただす実務への要請が高まる

図書館資料と同等あるいは同質の「共通」・「公開」性を有してはいない。その一方で、公開されているアーカイブズが市民の討議を支えるものであるのは当然として (C4)、いずれは公開されるものとして保存されているアーカイブズもまた、将来の市民の討議に役立つ可能性を保存しているという意味では公共性を支えているとも言える。アーカイブズの公共性を語る時は、時間という要素を加味する必要があるのである。また、記録作成権限との関連から、記録は人間がある役割 (what) を果たす文脈で書かれるものとされてきた (C5) (Duranti 1998: 82)。しかし近年は、記録作成・蓄積・利用のプロセスに関与するさまざまな人の主体性 (agency) を尊重するようになってきている (C6)。また、もっぱら記録される側であった人や記録を残せなかった人に対してなされた不正、あるいは記録にまつわる実務が強化してきた不正をただすことにより社会正義の実現を目指す動きも活発化している (C7)。その意味では、アーカイブズの「共通」「公開」性は現在、「公的」なものに軸足を置くアーカイブズからは排除されてきた人びとへと適用範囲を——そうした人びとの参加を促しつつ——広げようとしているとも言えよう。

それでは、この表を念頭に置きつつ、次章ではある住民運動の中で語られた「公共性」について紹介することとしたい。

3. ある住民運動が語る「公共」

3-1. 立教大学共生社会研究センターと横浜新貨物線反対運動資料

まずは、ここで取り上げる資料を所蔵している私の職場、立教大学共生社会研究センター（以下、「センター」）について、かんたんにご紹介しよう。センターは「国内外における多様な市民の社会活動に関する資料を収集整理、保存、公開し、それに基づく実証研究を通じて、持続可能な共生社会の実現に資することを目的」²⁾として2010年4月に設立された機関である。設立の契機となったのは2009年3月に埼玉大学と立教大学との間で交わされた覚書で、埼玉大学共生社会教育研究センター（当時）が所蔵する戦後市民・住民運動資料について、両大学が共同所有・共同管理することになった。また、資料は交通の便のよい立教大学に移送することも合意され、その受け皿としてセンターが設立されたのである。センター規則にいう「多様な市民の社会活動に関する資料」には、1960年代後半以降のさまざまな住民運動のアーカイブズ40群ほどが含まれる。そのうち最も早い時期に寄贈されたものの一つが、横浜新貨物線反対運動資料 (S04~S06)³⁾である。

²⁾ 「立教大学共生社会研究センター規則」（2010年4月1日施行）、立教大学共生社会研究センターウェブサイト、掲載日記載なし、<https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/rcccs/mknpps00000120c8att/rcccsregulation.pdf>

³⁾ この資料群の受け入れ経緯等については、拙稿“Runners in an “Endless Relay”: A Brief Custodial History of the Archives of a Residents’ Movement in Japan”, In: Fujiyoshi K. (eds) *Archives for Maintaining*

横浜新貨物線は、日本国有鉄道が東海道本線東京－小田原間線増計画の一環として計画したもので、横浜市の港北区・神奈川区・保土ヶ谷区などでは住宅地を通る予定で、運輸大臣が1966年5月には施行を認可していた。しかし、住民生活に大きな影響を及ぼす計画であるにもかかわらず、地域住民には知らされないまま進められていたのである。そのことに気づいた住民たちが立ち上がり、1966年9月に篠原・菊名地区で反対期成同盟が結成され、沿線全域に運動が広がっていく。八木貞太郎を代表、宮崎省吾を事務局長とした横浜新貨物線反対同盟連合協議会（以下、「反対同盟」）は、建設絶対反対を掲げて力強く多彩な運動を展開した。そうした中で彼らは、住民の意見を聞かぬまま進められる「公共」事業のどこが「公共」か？と問い返し、住民が自らの生活と権利を守ることが「地域エゴイズム」なら、それこそがむしろ「公共」だと主張したのである（宮崎 2005、羽田 2008等）。

3-2. 運動がとらえ直した「公共」

それでは、反対同盟の機関誌である「新貨物線反対同盟ニュース」から、人びとの主張を少し拾ってみよう。

「…（略）…お上がお上としての考えで住民のために何かをする。それを下々である住民私たちが承わるといふ形では、私たちの本当に苦しんでいる問題は、いつになっても解決されないということです。

高物価、公害、都市問題はお上によって解決されるのではありません。下からの住民の運動によってのみ本当の解決があるのです。

戦後二十五年の歴史がそれを証明します。もう一つは、同じことですが「公共の福祉のために」という催眠術のような言葉を否定しようということです。

たとえ少数でも、それこそ数人でも、その住民の生活を破壊して何が「公共のため」と言えるのでしょうか。一人一人の住民の生活を尊重し、これを基礎として、そのうえに成り立つものが本当の「公共の福祉」です。」⁴⁾

第2章で整理した「公共」のうち「公的」（A1）が「お上」、そして「共通」（A2）が「公共の福祉」として語られている。そして、お上がかぎず公共が、共通の利益のために

Community and Society in the Digital Age. SpringerBriefs in Political Science. Springer, Singapore. https://doi.org/10.1007/978-981-15-8514-2_8 をご参照いただきたい。

⁴⁾ 宮崎省吾「私たちの決意を全国に訴える」『新貨物線反対同盟ニュース』46-1、1971年3月10日、資料ID：S04-2-26-14、横浜新貨物線反対運動資料、立教大学共生社会研究センター所蔵。以下、同じ資料群からの引用については、資料群・所蔵館名は省略する。

少数の生活を破壊することの不正義を訴え、一人一人の生活権を守ることこそほんとうの公共だとしている。ここには公平という意味での社会正義（A7）がある。

また、運動にもかかわらず最終的に工事が開始され、その影響で地盤沈下などの被害を受けた住民が「被害者の会」を立ち上げたとき、「訴訟の原告になったら修理費は出さない」という国鉄の言葉を信じて脱落した者がいたという。たしかにこうした局面では「自分のところさえ直して呉れるならば」という「エゴイズム」が働くとしつつも、「ニュース」は次のように主張する。

「住民運動が正当な人権運動として公認されるには、この「自分のところさえ」から一步脱却しなければならない。自分のところに振りかかる火の粉は、人にも浴びさせてはならない。そのためには火元を消さなければならない。さらに火の手が上がるような状況を、この世の中から除かなければならない。これが住民運動の本質である。」⁵⁾

このように横浜新貨物線反対運動は、公共的なものの押しつけによって自らの生活を侵害されないことを「人権」としてとらえ、同じ権利がいかなる地域に暮らすいかなる人にもあると考えていた。そうした権利を実現するためには、住民にとってよいことは住民が決める仕組みが必要である。そう考えた彼らは1974年12月に横浜市飛鳥田（一雄）市政との訣別を宣言し、1975年の横浜市長選挙に独自候補を擁立した。そのとき代表の八木が書いた新しい町の構想は、住民自治を以下の3つのルールで支えようとしている。

- ①弱い者及び少数者の立場を尊重することを基本に、町民が必要と認めたことのみを実行し、必要を認めないことはやらない。
- ②弱者救済ではなく、相互援助を根本理念とする。
- ③多数決制度は好ましくないので、やむを得ない場合を除き採用しない。」⁶⁾

残念ながら選挙には負け、この町が実現することはなかった。しかし、横浜新貨物線建設に反対して立ち上がった人びとは、誰もが人として尊重され、誰もが対等の立場で議論に参加して異なる意見を言い（A4-A6）、多数の意見が少数に押しつけられることのない（A7）空間を自分たちの手でつくろうとした。そのことから、運動にかかわった人びと

⁵⁾ 筆者記載なし（おそらく宮崎）「工事被害についての一言」『新貨物線反対同盟ニュース』53-9、1978年11月10日、資料ID：S04-2-29-11。

⁶⁾ 八木貞太郎「新しい町を設立するについての概要（私案）」、日付記載なし、ファイル「内部資料III」、資料ID：S04-2-33-7。

の間に自由な言論空間としての「公共圏」（齋藤 2000 : x）が立ち上がっていたことがうかがえる。

3-3. 住民自治と「公開」

さて、この新しい町では、住民が意思決定をする会議についてはすべて公開（A3）とし、「特に町議会には議員、又は委員でないものも自由に出席し討論に参加できる」とするとともに、住民が参加しやすくするため「町民大会を除き、他の諸会議は原則として夜間行う」ことになるはずだった。町会議員の定数も男女 13 名ずつ 26 名と、男女平等にも目配りをして⁷⁾。しかし、さすがに町の公文書の公開のことまでは考えていなかったようである。この時期の運動が公文書公開制度を構想できなかったのも無理はない。反公害運動に深くかかわった宇井純が、ヨーロッパ各国を歴訪した経験を東京大学自主講座で話した際、スウェーデンには「公文書閲覧権という奇妙な制度」⁸⁾があると珍しげに語っていたような時代だったからである。しかし、先述の通り、新貨物線建設計画が住民に一言もなく決定されたことへの怒りは運動の原点の一つであり、宮崎も繰り返し「密室の中で計画されたものが突然に住民の前に持ち出され」⁹⁾たことの不正義を訴えている。当時の住民はこうした「密室」から情報を引き出すために、国鉄や市など相手方当事者との直接交渉、内部の者からのリーク、あるいは訴訟を提起して裁判所に文書提出命令を出させる、などの方法を用いていた。情報へのアクセスを保障する制度がない時代にも、住民たちはなんとかして情報を得ようとしたのであり、その経験が情報公開法制定を求める運動の原動力となっていく。

3-4. 小括—ギュレン市との比較（1）

このように、横浜新貨物線反対運動の「公共性」は、住民一人一人が思考し、発言し、行動するなかで作り上げられていくものだった。連帯して行動しつつも、一人一人の自発性を尊重した。「お上」的な公共を押しつける側が「密室」で意思決定を行い、住民の声を聞かないことの不正義を広く訴え、ただそうとした。公文書館も情報公開もなかったが、住民たちはさまざまな方法で行政から求める情報を引き出した。もちろん制度があれば住民たちは助かっただろうが、制度がないからといってあきらめはしなかった。

⁷⁾ 同上（注 6）。

⁸⁾ 宇井純『公害原論（11）ヨーロッパの公害』東大工学部助手会 自主講座実行委員会、1971 年、資料 ID : S07-712546、宇井純公害問題資料コレクション、立教大学共生社会研究センター所蔵。基礎自治体レベルで情報公開条例を制定したのも、山形県金山町の 1982 年が初である。

⁹⁾ 宮崎省吾「『私たちの町』は貨物線とどう対決するか」『新貨物線反対同盟ニュース』、50-1、1975 年 1 月 31 日、資料 ID : S04-2-28-8。

一方ギュレン市では、市民が一個人として立ち上がり、思考に基づく言葉で語ることはほとんどない。彼らは密室で一部の人だけに共有された情報については知らされないまま、男性だけが参加する市民集会で市長や教師が語る言葉を受け入れる。そして、市の繁栄という共通の利益のためにイルの殺害に加担してしまうのである。

日々の生活に追われ、一人の人間として公的に発言することなどとてもできそうにない私自身もまたギュレン市民であり、そう感じるよう戯曲は書かれてもいる（Dürrenmatt 1980 : 143）。そして、現在の日本の状況も、横浜新貨物線反対運動の「新しい町」構想よりはギュレン市に近いのではないだろうか¹⁰⁾。

4. アーカイブズと「社会正義」—SAA2019年大会で起きたこと

では次に、2019年8月に開催されたSAA年次大会（テキサス州オースティン）で起きた「BBL中止」というできごとについて考えてみたい。

4-1. 事件のあらまし

私がこの事件について知ったのは、アーキビスト仲間である筒井弥生氏のFacebookだった。大会に参加していた筒井氏が、現地から「何か起きている」と書き込みをされていたのである。あとになって調べてみると、だいたい次のような事情だったようだ。

事件の中心となったのは、SAAの雑誌*The American Archivist*（以下、「AA誌」）に掲載が決まっていた論文とその著者である。著者のフランク・ボールズ（Frank Boles）は2008~2009年のSAA会長も務めた重鎮で、ミシガン大学で歴史学博士号を取得し、同大のベントリー図書館などで実務経験を積んだのち、当時はCentral Michigan UniversityのClarke Historical Library館長職にあった。論文や著書も多く、とくに評価・選別については重要な業績を残している¹¹⁾。

2019年大会では、彼のオピニオン・ピースである“To Everything There is a Season”のプレプリントを読んだ参加者が語り合うBBLが予定されていた。AA誌編集長のクリストファー・リー（Christopher Lee）によると、2012年以降毎年開催してきたBBLのためにボールズ論文を選んだのは、次号掲載論文のうち、リーが専門職として幅広く議論すべきテーマと考えている包摂、多様性、社会正義といったテーマを扱っているのがボールズのものだけだったからだという（Lee 2019: 261）。ところがプレプリントが配布されると、それ

¹⁰⁾ 「なんとかなる」ことを期待して環境問題や財政赤字の問題を先送りする日本政府と国民のありようも、ツケで買い物するギュレン市民を思わせる。

¹¹⁾ 例えば Boles, Frank and Julia Marks Young, *Archival Appraisal*, Neal-Schuman Publishers, 1991 や、Boles, Frank, *Selecting and Appraising Archives and Manuscripts (Archival Fundamentals Series II)*, SAA, 2005 など。

を読んだ人たちからごうごうたる非難が巻き起こった。Twitter にはハッシュタグ #thatdamarticle を添えた辛辣な書き込みが飛び交い、編集長のリーにも多くの意見が寄せられ、SAA 評議会 (Council) は企画中止を決定した。その後発行された AA 誌 82 巻 2 号には、リー編集長の説明 (Lee 2019)、編集委員会の対応策 (Ahmed et al., 2019)、ボールズ論文 (Boles 2019)、そしてそれに対する反論文 (George, Stuchel, Inefuku の 3 名 : 2019) が掲載された。そしてボールズ自身は会長も務めた SAA を退会してしまったのである。なぜこんな騒ぎになったのだろうか。

4-2. 事件の背景—社会正義をめぐる議論

この騒ぎの背景にはアーカイブズと社会正義をめぐる議論があり、なかでも直接の背景となったのは、2013 年に AA 誌上で交わされたボールズの盟友マーク・グリーン (Mark Greene) とランドール・ジマーソン (Randall Jimerson) による論争であった (以下、「2013 年論争」)。この論争の当事者の一人であるジマーソンは、歴史学の博士号を持つ Western Washington University 教授である (歴史学、アーカイブズ・記録管理学)。彼は南アフリカのアーキビスト、ヴァーン・ハリス (Verne Harris) の考えに深く共鳴していた。そして「正義の呼び声こそが至高の calling (呼びかけ、天職) だ」 (Harris 2007 : 256) とするハリスの言葉に応え、日々の実務の中でも社会正義の実現を目指そうとアーキビストに呼びかけ、幅広い共感を得ていた (Jimerson 2009)。それに対し、ワイオミング大学アメリカン・ヘリテージ・センター館長のマーク・グリーンが総論賛成・各論反対したというのが、この論争のかんたんな図式である。

グリーンは、個人としてはジマーソンに同意するが、専門職全体が社会正義を追求すべきだという立場には賛同できないとした。非常に幅広い収集ミッションを持つ機関を率いる有能なアーキビストであった彼は、アーカイブズ機関は、どんな立場や意見の人でも安心して記録を預けられる中立的な場であるべきだと考えていた。そのため、アーキビストがある特定の「正しさ」を標榜することは、社会的記憶の保存というアーカイブズのミッションにとってはマイナスになると主張したのである (Greene 2013)。このグリーンの論文については、2013 年 SAA 大会の BBL で意見交換がなされている (Lee 2019: 260)。

一方ジマーソンは、正義の呼び声に応じるか否かはあくまで個人の選択であり、グリーンは自分の考えを誤解しているのではないかと応じた。そのうえで、アーカイブズがそれぞれ異なるミッションを掲げて多様な記録を保存することと、一部のアーキビストが社会正義のために活動することで、アーキビストは専門職全体として公正な社会の実現のた

めに貢献できると主張したのである(Jimerson 2013)。意見こそ異なれ、ともに SAA 会長経験者¹²⁾である二人の誌上討論は、相手への敬意に満ちたものであった。

こうした議論の源流は、アメリカでは 1970 年 SAA 大会でのハワード・ジン (Howard Zinn) の講演 "Secrecy, Archives, and the Public Interest" にあるという (Wallace 2020 : 38)。この講演でジンは、専門職としてのアーキビストが社会的統制の強力な形式である専門性によりかかって無自覚に仕事をし続けるなら、残るアーカイブズは富や権力を持つ人のものだけになるだろうと語り (Zinn 1977)、アーキビストの心を揺さぶった。その 4 年後、SAA 会長ジェラルド・ハムが大会恒例の会長演説でジンの批判に応答し、より幅広く多様な記録をアーカイブズに迎え入れる努力をしようと訴えたのである (Ham 1975)¹³⁾。こうした議論を通してアメリカのアーキビストたちは、自らの行なう評価・選別 (収集基準とそれに基づく判断も含め) が社会的に「何が記憶されるか」をある程度決めてしまうことや、アーキビストの実務に深く織り込まれた権力性を強く意識するようになった。そして、これまでの実務が意識的・無意識的に排除してきた人びとの記録を積極的に収集するようになっていく。

90 年半ば以降は、移行期正義と真実・和解委員会、あるいは先住民の権利回復といった世界各地での動きと関連して、アーカイブズの価値や意義が再認識されていった。移行期正義という文脈では、人権侵害の記録が、加害者に責任を取らせ、被害者が尊厳を取り戻すために不可欠であることが再確認された (Orentlicher 2005、Quintana 2009 など)。また先住民の権利回復という文脈では、オーラルな文化を生きる人びと自身の決定権や自律性を尊重することを通して過去の不正を正し、正義を実現する取り組みが生まれていく (清原 2019)。2013 年論争は、こうした流れに沿ったものだった。

4-3. 「社会正義」のゆるぎない「正しさ」

一方アメリカでは、アフリカ系アメリカ人に対する警察の暴力などを契機として、2013 年からハッシュタグ #BlackLivesMatter が使われるようになり、次第に全国的な運動になっていく¹⁴⁾。そうした動きと重なるように、AA 誌は 2015 年、マリオ・ラミレス (Mario Ramirez) の論文 "Being Assumed Not to Be: A Critique of Whiteness as an Archival Imperative" を掲載する。

¹²⁾ ジマーソンは第 60 代会長 (2004-2005 年)。グリーンは第 63 代会長 (2007-2008 年) で、ボールズに会長職を引き継いだことになる (SAA ウェブサイト、「Presidents」、掲載日記載なし、<https://www2.archivists.org/history/leaders/presidents>)。

¹³⁾ この時期の動きについては拙稿「アメリカのアーキビストと社会運動記録：“Archival Edge”をめぐって」GCAS report=学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報, vol.2, 2013, pp. 58-67. <http://hdl.handle.net/10959/3741> で少し紹介している。

¹⁴⁾ #BlackLivesMatter ウェブサイト、「About Black Livers Matter」、掲載日記載なし、<https://blacklivesmatter.com/about/>

当時カリフォルニア大学ロサンゼルス校博士課程(情報学)に在籍していたラミレスは、2013年のグリーンの論考を素材に、アメリカのアーカイブズ界に根強い白人中心主義を痛烈に批判し、人種差別が専門職内部の問題でもあることを突きつけた(Ramirez 2013)。この論文については、2015年SAA大会のBBLで意見交換がなされている(Le 2019: 261)。

ボールズの問題の論文からは、ラミレスによるグリーン批判の一部を受け入れることができなかつた彼が、2017年に自動車事故で急逝した¹⁵⁾友に代わって反論を試みたことがうかがえる。また、BBL自体は毎年の企画であり、過去にグリーンやラミレスの論文も対象になっていたことを考えれば、2019年BBLでボールズ論文を取り上げたのは自然な流れでもあった。しかし結局のところ議論することすらかなわなかつたのである。

たしかにSAAのメンバーシップも多様とは言えず、2004年に実施された調査「A*Census」でも会員の84%が白人だったという¹⁶⁾。そうした状況はBIPOC(Black, Indigenous and People of Color)やLGBTQ+のアーキビストたちにはストレスとなっているはずで、そうした感情が、白人男性で地位も名声もあるボールズに向かってしまった可能性もある。それにしても当時のTwitterでのやり取りで、ボールズが1992年にクー・クラックス・クラン(ミシガン州Newaygo郡)の記録を購入したときの事例報告(Boles 1994)を取り上げて、購入自体を批判する書き込みを見たときには驚いた¹⁷⁾。地域の歴史をドキュメントする責任を負うアーキビストが、悪しき過去の記録も保存するのは当然と思えたからである。

また、アーカイブズ界で語られる社会正義概念のあいまいさも、議論をややこしくした要因だつたのではないか。アーカイブズと社会正義に関するレビューによれば、アーカイブズ界はこの概念をきちんと定義しないまま使ってきたという(Wallace 2017: 275)。たしかに2013年論争では、社会に権力集団による広範な抑圧状況があるとき、自らの倫理的正しさを確信するアーキビストが不正に抗して立ち上がれるか?ということが主たる論点となつていた。だからこそグリーンやボールズは、ある社会が何を「正義」とするかは変わりうるのだから、特定の「正しさ」にアーキビストが与することで、保存されるアーカイブズに偏りを生じさせてしまうことを危惧したのである。

しかし、アメリカ社会内部で激化する人種間の対立や、批判的人種理論(critical race theory)などを背景として語られる社会正義(例えばDunbar 2006)は、それとは異なる。共有されているのは、社会における不正義が、社会的に優位な位置にある者がつくる制度や、多く

¹⁵⁾ SAA ウェブサイト、“SAA Remembers Mark A. Greene”、2017年6月、
<https://www2.archivists.org/news/2017/saa-remembers-mark-a-greene>

¹⁶⁾ Walch, Victoria Irons et al., “A*Census (Archival Census and Education Needs Survey in the United States)”, *The American Archivist*, 69(2), 2006, p.398. <https://doi.org/10.17723/aarc.69.2.d474374017506522>

¹⁷⁾ Rebecca Pattilo, 2019年8月1日のツイート、https://twitter.com/life_of_sources/status/1156655132328771584

の人の無自覚な言動によって維持・強化されているという認識である。したがって、社会正義を語るアーキビストたちが目指すのは、隠れた不正義を可視化し、有利な立場にある者の自覚を促し、不利な状況にある人びとの状況を改善して、より公正な社会を実現することである（日本語では「社会的公正」のほうが用語として適切ではないかと思われる）。そして、そこで問われているのは、政府や権力者の不正だけではなく、アーキビストの実務に織り込まれた差別や不正義でもある。そうした不正義をただすことがアーキビストにとっての社会正義なのだとしたら、それを標榜すべきでないと主張すること自体が不正義に見えてしまっても不思議はない。おそらく 2019 年のボールズは、2013 年論争時の社会正義概念を用いて持論を述べてしまったのであり、彼の批判者が指摘したとおり（Tansey 2019）、2013 年以降の社会正義をめぐる議論への目配りを欠いていたのだろう。

新型コロナウイルスの影響で、2020 年~2021 年は SAA 大会もオンライン開催で開催され、日本からも気軽に参加することができた。そこでは社会正義の実現のための具体的な実践が語られていた。抑圧されてきたコミュニティに属する人びとの協働や、差別的な記述を見直す取り組みについての報告は感動的でもあった。その一方で、ふと「政治的正しさ（political correctness）」の時代に似た息苦しさを感じることもあった。社会正義の実現を目指すアーキビストに異を唱えることはもはや不可能であり、意見や立場の複数性（A6）が損なわれているようにも思えたからである¹⁸⁾。2013 年論争ではジマーソンが、自分とは「異なる道を選ぶ同僚の権利を、私は断固として擁護する」（Jimerson 2013: 342）と述べたことと比べると、今の SAA の状況は望ましいものなのか？という疑問が生じてくる。

アーキビストは専門職としての倫理にしたがいつつ、それぞれの現場で多様な要請に答えている。SAA はアーキビストがそうした立場の違いを尊重しつつ語り合う場だと、私はずっと思ってきた。そのため、社会正義を標榜するアーキビストたちが、意見を異にするボールズと応答し合う可能性を否定したことを、今も残念に思っている。また、この 2019 年の事件についてその後の大会ではほとんど語られないことも、どこかおそろしいのである。

4-4. 小括—ギュレン市との比較（2）

このように、2019 年大会での BBL 中止というできごとは、アーカイブズ界においてさまざまな形で表現されてきた「社会正義」の実現への要請について、アーキビスト内部の複数性（A6）が保たれうるか、という問題を提起した。専門職を主たる構成員とするにしても、形式としては誰にでも開かれている（A3）SAA という公共圏の、しかもみんなが集

¹⁸⁾ この事件に関連して、専門職としては意見が対立するようなテーマでも議論は成り立つことが重要だ、と主張するアーキビストも、少数だがいるようである（例えば Wiles 2020）。

う年に一度の大会（A2）という公的な（A1）場で、一人のアーキビストの「現れ」が封じられてしまったのである（A5-6）¹⁹⁾。

その意味で、2019年大会時にボールズを批判した Twitter も、今の SAA も、社会正義に関する立場の複数性という点に限ればギュレン市の市民集会に似ている。また大会当時は、中止決定に至るプロセスの不透明さ、つまり「中止する」という判断の密室性への批判もあった。「公開」の理念から言えばそれ自体が不正であるとも言える。例えばボールズと、彼を批判する会員たちの双方を「BBL 実施か中止か」を決定するプロセスに参加させていたらどうなっていただろうか。收拾がつかないほど紛糾したかもしれない。しかし、議論することによって違う結果になった可能性もあるのではないか。

一方で、私が 2008 年にアーカイブズ学を学び始めてから、日本のアーカイブズ界でこれほどの意見の対立を見たことはない。意見の違いはあるはずなのに、それを論争という形で表現することはなぜか抑えられている、ということなのだろうか。だとすれば日本のアーカイブズ界もギュレン市に近いのかもしれない。

5. まとめと考察—結論ではなく

それでは最後に、ごく簡単に全体をまとめつつ、少し考察を加えてみることにしよう。

基本的にアーカイブズは、保存されて誰にでもアクセス可能な状態にあれば、一般に語られる意味での「公共性」を支える役割を果たしうる。公文書を開示し、歴史的資料を広く利用可能とする制度は、さまざまな人が必要かつ確かな情報を得て自由に思考をめぐらせ、意見を交わすことを間接的に助けているからである。しかし、誰もがそうした情報を得て何かを「考えよう」「意見を言おう」と思えるような平等な社会でなければ、そして人々がおそれなく発言できる自由がなければ、公共的空間は生まれない。また、意見を表明する人に、自らと同じように他者を尊重し、予測不能な他者からの問いかけに応答する用意がなければ、やはり公共的空間は生まれない。

とすれば問うべきは、そうした公共的空間が生まれるための条件を整えることに、アーカイブズがどう寄与できるのか、またすべきなのか？だということになるだろう。おそらく、社会正義をめぐってアーキビストが議論してきたことは、直接に「公共性」を扱ったものではないにせよ、深いところでそこにつながっていたのではないだろうか。アーカイブズ理論が社会的弱者に対して権力的に働きうることを自覚し、他者への尊重や共感・ケアといった価値を重視するようになったことは、アーカイブズから排除されてきた人びとを、アーカイバルなプロセスに迎え入れる動きをつくった。そうしたプロセスに参加する

¹⁹⁾ 社会正義を求める人たちが、社会の中で封殺されやすい声に耳を傾けようと語りつつ、ボールズとは語り合えないというのはどこか矛盾しているようにも思える。とはいえ、アメリカ社会と SAA とでは文脈が違う、ということなのかもしれない。

ことは、人びとにとってアーカイブズをめぐる小さな公共圏への「現れ」でもあったはずである。そして、そうした小さな場での「現れ」の経験は、人びとが公共的空間に「現れ」ようとするときにも支えとなりうるのではないだろうか。

ここで終わりにしてもよいのだが、最後にもう一度デュレンマットに戻ってみたい。

「クレール (略) あたしたちも年をとったわ。二人とも。あんたは落ちぶれ、あたしは外科医のメスでずたずたに引き裂かれた。だからもう清算したいの。あたしたち二人のことを。あんたはあんたの人生を自分で選び、あたしにはあたしの人生を強要した。あんたはさっき、時が止まったままだったらと言ったでしょう。はかなさに満ちたあたしたちの青春の森で。今やわたくしは時の流れを止め、正義を求めます。一千億と引き換えに正義を。」 (デュレンマット 2013 : 49-50、下線は筆者)

上に引用したクレールの台詞は、本稿の冒頭で引用した場面の少し先にある。下線を引いた部分は、これからの考察に用いる二つの要素である。第一の要素は「清算する」(ドイツ語では *abrechnen* (Dürrenmatt 1980: 49)) という言葉に表れている「過去の不正を現在の正義で差し引きゼロにする」という発想である。第二の要素は、一方のみが選択/判断する権力を持ち、他方はその選択/判断の帰結を引き受けるしかないという関係の不正義である。この二つの要素について以下で考えてみたい。

アーカイブズと社会正義をめぐる議論は、おおむね第二の要素をめぐる議論であったと思う。繰り返しになるが、長いことアーカイブズ学が依拠してきた理論そのものが、アーカイブズを作成する者の選択/判断、そして評価選別・記述といった実務を担うアーキビストの選択/判断を、記録されるだけの、あるいは記録されない多くの人に押しつけてきた。そうした不正義を無自覚に維持・強化するのはもうやめなければならない。もっと多くの人に、自らが望む通りにアーカイブズに現れることを可能としよう。そのために人びとの声に耳を傾け、語り合うことを通してアーカイブズ実務自体を見直そう——アメリカで、そして世界各国で進められているのは、そうした取り組みである。

一方、第一の「清算する」という言葉から響いてくるのは、正義を金で買おうとし、イルがなした過去の不正義を今の正義で「清算したい」と語るクレールの世界ではすべてが計算・交換可能だということだ。アーキビストはアーカイブズに計算不能な価値を見るが、往々にして世の中では計算可能なものしか評価されない。

そして、計算可能なものは交換可能であり、予測可能でもある。ところで、アーカイブズはよく人間の記憶の外在化として語られるが、個体としての人間の記憶を支える脳は「未来を予測するために過去を記憶するマシン」(ブオノマーノ 2018 : 23) なのだという。脳は外部の変化をインプットとして受け取り、手もちの情報(記憶)と素早く照合して未来をよりよく予測することで生存可能性を高めるという仕事をしている。言語によるコミュ

ニケーション、行為の妥当性に関する合意である規範、そしてさまざまな技術がいずれも脳の外延であるとするれば、それらはすべて予測可能性を高めるための仕組みであり、予測のプロセスを迅速化し、安定化する働きをしているのである。

したがって、アーカイブズが記憶の外在化であるなら、それは予測可能性を高めるためのシステムである。過去のアーカイブズが現在の役に立つのは、過去の経験が未来の予測を助けるからであり、記録による過去の行いの検証も、成功経験を活かし失敗を繰り返さないことを目的とする以上は未来に向かうもので、予測可能性を高める機能を果たしている。

より遠い将来を、より正確に、より速く予測しようとする社会は、計算可能で交換可能なものでシステムを組み立てていき、ものごとが進むスピードはどんどん上がる。再び急行が止まるようになったギュレン市も、このシステムに組み込まれていったはずである。

現在、誰もが日常的にオンラインでスピーディーに情報を入手し、考え、発信している。そこに公共性を見るのなら、アーカイブズは可能な限りの情報をオンラインにアップすることを目指せばよい。アクセス可能な情報量やアクセス数、引用された論文数などを用いれば、公共性への貢献度も計算可能となる。もちろん、それは重要なことである。

しかし、人びとが交換不能な「誰」(who)として語り・応答する場にこそ公共性があるのなら、そこで起こることは根源的に予測不能である。複数性を尊重することが公共性の重要な要素であるなら、人は予測不能で交換不能な他者と向き合い、受け入れ、耳を傾け、思考し、判断し、応答しなければならない。それは予測不能性・不確実性を日々の生活のなかに迎え入れることを要求する。そのためにはスピードを落とさなければならない。

アーキビストは昔から、変わりゆく技術とそれがもたらす業務の変化に対応し、仕事する人々を支える役割を果たしてきた。今もアーキビストは、技術と業務に歩調を合わせながら、より複雑なことをより迅速に行おうとしている。さまざまなプロセスの自動化やAIの導入など、大量の情報を的確に処理するための方法が次々と考案され、改善されている。そのスピードについていくのは容易なことではない。

アーキビストはよく、複数の義務や価値の間でバランスを取ることが求められる。しかし、社会正義を求めるアーキビストが、より速く効率のよい業務遂行を要求する声と、予測も計算も不可能な「正義の呼び声」の双方に応答しようとするとき、二つの要求の間でどのようにバランスを取ればよいのだろうか。そもそも、スピードを増すために弱者の使い捨てを当初から計算に入れている社会は、それ自体が不正義ではないか。とすれば、アーキビストがスピードと正義の双方に仕えようとすることはどんな意味を持つのか。

このことに関連して、例えば先住民コミュニティとの間で真に倫理的な関係を築くためには“slow archives movement”が必要だという主張がある(Christen and Anderson 2019)。そうした主張を支えているのが、フェミニズム理論などを下敷きに近年アーカイブズ学文献でよく目にするようになった「ケアの倫理」(ethics of care)である(Caswell and Cifor 2016)。そうした倫理に基づくアーカイブズは、「ケアする民主主義」を支えるものとなるだろう。

というのも、ケアすることへの責任の分配と公平な参加を基礎として組み直される民主主義が前提とするのは、ケアも民主主義も「異論に晒され、ごたごたした障害に阻まれ、すっきりしないもの」（トロント 2020 : 26）だということだからである。そこに立ち上がる「公共」は、デュレン市ではなく、横浜新貨物線に反対した住民たちが構想した「新しい町」（で人びとが語り合うときに立ち上がるもの）と似たものになるだろう。

異論ばかりでごたごたして、すっきりせず手間もかかり、不確実で予測不能な民主主義を、人々が語り合い、いたわり合いながら時間をかけて作り続けていく——時を味方とするアーカイブズが公共的価値を発揮できるのは、そうした公共的空間なのではないだろうか。

参考文献

- ディーン・ブオノマーノ（著）、村上郁也（訳）『脳と時間—神経科学と物理学で解き明かすく時間>の謎』森北出版株式会社、2018年。
- フリードリッヒ・デュレンマット「老貴婦人の訪問」、市川明他訳『デュレンマット戯曲集 第二卷』鳥影社、2013年、5-151頁。
- 羽田博昭「『横浜新貨物線反対運動資料』の編集に当たって」埼玉大学共生社会研究センター監修『戦後日本住民運動資料集成3 横浜新貨物線反対運動資料 別冊解題』すいれん舎、2008年、5-14頁。
- 清原和之「オーストラリアにおける先住民の記録の管理と記憶の継承」『アーカイブズ学研究』30巻、2019年、4-35頁。 https://doi.org/10.32239/archivalscience.30.0_4
- 宮崎省吾『いま、「公共性」を撃つ [ドキュメント] 横浜新貨物線反対運動』創土社、2005年。
- 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000年。
- ジョアン・C・トロント（著）、岡野八代（訳・著）『ケアするのは誰か？新しい民主主義のかたちへ』白澤社、2020年。
- Ahmed, Sumayya et al., “From American Archivist Editorial Board”, *The American Archivist*, 82 (2), 2019, pp.628–631. <https://doi.org/10.17723/0360-9081-82.2.628>
- Caswell, Michelle, and Marika Cifor, “From Human Rights to Feminist Ethics: Radical Empathy in the Archives”, *Archivaria*, 81, 2016, pp.23-43. <https://archivaria.ca/index.php/archivaria/article/view/13557>
- Christen, Kimberley and Jane Anderson, “Toward slow archives”, *Archival Science*, 19, 2019, pp.87–116. <https://doi.org/10.1007/s10502-019-09307-x>
- Dunbar, Anthony W., “Introducing Critical Race Theory to Archival Discourse: Getting the Conversation Started”, *Archival Science*, 6, 2006, pp.109-129. <https://doi.org/10.1007/s10502-006-9022-6>
- Duranti, Luciana, *Diplomatics: New Uses for an Old Science*, The Scarecrow Press, Inc., 1998.

- Dürrenmatt, Friedrich, *Der Besuch der alten Dame, Eine tragische Komödie*, Diogenes Verlag AG, 1980.
- George, Cristine Anne, "Letter to the Editor", *The American Archivist*, 82(2), 2019, pp. 618–622. <https://doi.org/10.17723/aarc-82-02-22>
- Greene, Mark A., "A Critique of Social Justice as an Archival Imperative: What *Is* It We're Doing That's All That Important?", *The American Archivist*, 76(2), 2013, pp.302-334. <https://doi.org/10.17723/aarc.76.2.147441214663kw43>
- Ham, F. Gerald, "Archival Edge", *The American Archivist*, 38(1), 1975, pp.5-13. <https://doi.org/10.17723/aarc.38.1.7400r86481128424>
- Harris, Verne, *Archives and Justice: A South African Perspective*, The Society of American Archivists, 2007.
- Inefuku, Harrison W., "Letter to the Editor", *The American Archivist*, 82(2), 2019, pp.624–627. <https://doi.org/10.17723/aarc-82-02-24>
- Jimerson, Randall C., *Archives Power: Memory, Accountability, and Social Justice*, The Society of American Archivists, 2009.
- Jimerson, Randall C., "Archivists and Social Responsibility: A Response to Mark Greene", *The American Archivist*, 76(2), 2013, pp.335-345. <https://doi.org/10.17723/aarc.76.2.2627p15350572t21>
- Lee, Christopher, "From the Editor: Listening to Each Other", *The American Archivist*, 82(2), 2019, pp.259-267. <https://doi.org/10.17723/0360-9081-82.2.259>
- Orentlicher, Diane, "Updated Set of principles for the protection and promotion of human rights through action to combat impunity," (E/CN.4/2005/102/Add.1), 2005. <https://undocs.org/E/CN.4/2005/102/Add.1>
- Quintana, Antonio Gonzalez, *Archival Policies in the Protection of Human Rights*, International Council on Archives, 2009. <https://www.ica.org/en/archival-policies-in-the-protection-of-human-rights-0>
- Ramirez, Mario H., "Being Assumed Not to Be: A Critique of Whiteness as an Archival Imperative", *The American Archivist*, 78(2), 2015, pp.339-356. <https://doi.org/10.17723/0360-9081.78.2.339>
- Stuchel, Dani, "Letter to the Editor", *The American Archivist*, 82(2), 2019, p. 623. <https://doi.org/10.17723/aarc-82-02-23>
- Tansey, Erika, "Peer review for archivists (or, WTF is going on with this SAA pre-print)", blog entry on August 1, 2019, <https://eiratansey.com/2019/08/01/peer-review-for-archivists-or-wtf-is-going-on-with-this-saa-pre-print/>
- Wallace, David A., "Archives and Social Justice", In: MacNeil, Heather and Terry Eastwood (eds.), *Currents of Archival Thinking. 2nd ed.*, Libraries Unlimited, 2017, pp.271-297.
- Wallace, David A., "Defining the Relationship between archives and social justice", In: Wallace, David A., Wendy M. Duff, Renee Saucier, and Andrew Flinn (eds.), *Archives, Recordkeeping and Social Justice*, Routledge Studies in Archives, Routledge, London and New York, 2020, pp.22-51.
- Wiles, Bradley, "Archivists on the Issues: Discussion and Disagreement in Good Faith", SAA Issues and Advocacy Section website, posted on March 2, 2020,

<https://issuesandadvocacy.wordpress.com/2020/03/02/archivists-on-the-issues-discussion-and-disagreement-in-good-faith/>

Zinn, Howard, "Secrecy, Archives, and the Public Interest", *The Midwestern Archivist*, 2(2), 1977, pp.14-26.

<http://digital.library.wisc.edu/1793/44118>

URL はすべて 2022 年 2 月 4 日最終確認。